

平成29年11月6日

各課長・技術長・次長・事務局長・事務長 様

副町長 岩川 実樹

平成30年度当初予算の編成方針について（通知）

平成30年度当初予算について、次のとおり編成方針を定めたので、幌延町財務規則第7条第1項の規定により通知する。

1 国の動向等について

国の経済は、これまでのアベノミクスの取組により、名目 GDP は過去最高の水準となり、雇用は大きく改善し、賃上げの流れも継続している。しかし、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている。

政府は、未来への投資を実現する経済対策等により一億総活躍社会に向けた取組を進めてきたが、今後、人材への投資による生産性向上とその成果の国民への還元を中心に据え、研究開発投資の促進、可処分所得の拡大、働き方改革、保育や介護の環境整備、貧しい家庭に生まれたとしても高等教育を受けることができる制度といった政策・取組を進めて、人的資本の質を高め潜在成長力を引き上げていき、また、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と2020（平成32）年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。としている。

国の平成30年度予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ引き続き、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化する。とした基本的な概算要求の方針が示された。

2 地方財政及び町の財政について

総務省は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、平成30年度地方交付税概算要求額15兆9,264億円は、平成29年度当初予算額と比較して4,034億円の減額の見込みとなることから、地方交付税の増額は期待できない。財政基盤が脆弱な地方には大きな影響が懸念されるところであり、適切に対応していくことが必要である。

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において健全性を保っているところであるが、今後、少子・高齢化に加え公共施設など社会資本の老朽化が進行するのに伴い、扶助費をはじめとした社会保障関係予算や維持補修・改修費用の増加が見込

まれる。また、人口の減少などによって町税や地方交付税などの歳入の減少も見込まれ、厳しい財政運営が予想される。

このような中で、平成30年度予算については、町民が将来に向かって希望を持ち、そして快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視野で行財政運営を進めるとともに、多様化する行政需要や中期的な財政支出も踏まえながら適切に対応していく必要がある。

3 予算編成の基本方針について

国の新年度予算の編成については、財務省が査定に取り掛かっており、今後「予算編成の基本方針」が閣議決定され示されることになる。従って、今回示す「予算の編成方針」は、現在の情報での「予算の編成方針」とし、今後、国の予算編成方針や政策が明らかになった最新の情報により随時「予算の編成方針」の見直しを行う。

地方交付税については、総務省の概算要求による出口ベースで2.5%の減となっているが、人口減影響分を考慮して5.0%の減を想定して予算編成に臨むこととする。

平成30年度の予算編成にあたっては、町財政の健全化と快適で安心安全なまちづくりを推進していくため、これまでの事務事業の必要性について再検討するとともに、町民ニーズに応じた業務改善や新規事業化などについても、財源の捻出に配慮しながら徹底的に見直し検討していくこととする。

社会資本整備については、これまでのストック効果を損なわないために老朽化対策の計画的実施に配慮し、優先度や事業量を考慮しながら予算配分していくこととする。

「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業については、工程表に基づき着実に実行するために予算の重点配分を行うこととする。

平成30年度の大規模事業は、医療技術職員住宅の整備やふるさとの森森林公園改修、消防ポンプ車等の更新、道路橋梁等の改良改修及び農業基盤整備事業等が計画されていることから、依然厳しい財政運営が予測される。今後も「選択と集中」による予算編成を継続していくこととする。

以上、予算編成の基本方針を示したので、全職員が一丸となって、現下の状況を認識するとともに、以下の具体的事項を遵守して予算要求にあたられたい。

記

1 一般事項

- (1) 一般財源の6割を超える地方交付税は、前年度当初予算額より減額を余儀なくされることが見込まれることから、一般財源ベースで前年度予算比マイナス5%のシーリング設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。
- (2) 継続事業予算については、「事務事業自己点検表・事務事業評価表」に基づき、事業目的の達成度や費用対効果等施策内容を十分点検したうえで算定すること。
- (3) 投資的事業の策定にあたっては、新たな行政課題や住民の要望等に配慮するとともに

に、「第5次総合計画（後期基本計画）」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、町長が提唱する「まちづくりの重点施策」に照らし合わせながら、理事者及び関係課等との事前協議を十分に行いつつ推進すること。

- (4)健全な財政運営を維持していくために、町債の発行及び債務負担行為の設定については、事前に副町長及び総務財政課長と協議のうえ、指示を受けること。

2 歳入に関する事項

- (1)町税については、地域経済等の動向や課税客体の把握に努め、税込確保に留意するとともに税制改正での的確な見込額を計上すること。また、徴収率の向上対策に意を用いること。
- (2)地方交付税は、平成30年度概算要求による出口ベースで前年度対比2.5%減であることと、人口減、基準財政需要額の増減を考慮して5.0%減を想定した予算編成とする。
- (3)受益者負担金、使用料及び手数料については、現行料金で施設等の運営を考慮しながら積算すること。
- (4)国、道支出金の把握や積算については、補助制度の改定動向や補助金確保の情報把握などに十分留意すること。

3 歳出に関する事項

- (1)一般財源ベースで前年度予算比マイナス5%のシーリング設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整のうえ予算要求すること。
- (2)消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、電気料や労務単価等の改定による増加など、特別の事情があるものを除き、原則として平成29年度当初予算の一般財源ベースで5.0%削減すること。
- 事務事業の改廃、効率化等、一層の創意工夫による経費節減に努め、適切な財政運営を行うこととする。
- (3)施設の維持補修費については、これまでの投資が無駄にならないために計画的な維持補修が施されるよう前もって長寿命化計画又は維持補修計画等を策定し、当該計画等に基づき予算要求すること。
- (4)負担金、補助金及び交付金については、その政策目的を達成したと認められるもの、負担金等を縮減しても影響が少ないと考えられるもの、効果が見られないものについて、削減に努めること。
- 負担金等についても「事務事業自己点検表・事務事業評価表」を活用し、費用対効果等を総点検したうえで算定すること。
- (5)政策的な経費については、町長の推進施策における重要度及び緊急性などの観点から必要性等を検討したうえで、関係課等との協議を行い、事前に理事者の指示を受けること。
- (6)新規事業については、緊急性や効果等を十分検討し厳選するとともに、新たに一般

財源の負担が生じることにならないよう、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより、所要一般財源を確保すること。ただし、「地方創生」に特に資する取組みについては、この限りとしない。

(7)その他、歳出に関する事項については、添付している「予算見積りに係る留意事項」に配意すること。

4 特別会計に関する事項

(1)特別会計の消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、電気料や労務単価等の改定による増加など、特別の事情があるものを除き、平成29年度当初予算の一般財源ベースで5.0%削減すること。

(2)前記事項に準じて適正な負担の確保に配慮しながら、収支の均衡が図られるよう、一層の努力を行うこと。

5 予算見積書の提出期限等について

(1)予算見積書提出期限

①経常的経費 平成29年12月 1日（金）

②投資的経費 平成29年12月15日（金）

(2)提出書類及び部数 「平成30年度予算見積書等提出書類一覧表」による。

(3)予算査定日程 別途通知する。

平成30年度予算編成方針のポイント

1 基本方針

- 国の予算編成方針や政策の最新の情報により随時「予算の編成方針」の見直しを行う。
- 平成30年度予算については、歳出全般について事務事業の必要性にも踏み込み徹底した見直しを行い、行財政の簡素効率化をすすめる。
- 町民ニーズに corres 応するため、業務改善又は新規事業化を検討する。
- 社会資本整備については、老朽化対策の計画的実施に配慮する。
- まち・ひと・しごと総合戦略を推進するため、予算の重点配分をする。
- 「選択と集中」による予算編成にする。

2 具体的な枠組み

- 一般財源ベースで前年度予算比マイナス5%のシーリング設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。
- 継続事業予算は、「事務事業自己点検表・評価表」に基づき算定すること。
- 投資的事業は、理事者及び関係課等との事前協議を実施すること。
- 町債の発行及び債務負担行為の設定は、副町長及び総務財政課長と協議すること。

3 歳入に関する事項

- 地方交付税は、総務省の概算要求額をみても減額が予想されることから、十分に推計した上での予算編成とする。
- 受益者負担金、使用料及び手数料は、現行料金で施設等の運営を考慮すること。
- 国、道支出金は、補助制度の改定等に十分留意すること。

4 歳出に関する事項

- 消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、平成29年度当初予算の一般財源ベースで5.0%削減すること。
- 施設の維持補修費は、事前に補修計画等を策定し計画的な予算計上に努めること。
- 負担金、補助金及び交付金は、「事務事業自己点検表・評価表」を活用し、

削減に努めること。

- 政策的経費は、関係課等の協議を行い、事前に理事者の指示を受けること。
- 新規事業については、緊急性や効果等を十分検討し厳選するとともに、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより、所要一般財源を確保すること。

5 特別会計に関する事項

- 特別会計の消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、特別の事情があるものを除き、平成29年度当初予算の一般財源ベースで5.0%削減すること。
- 収支の均衡維持を図ること。

6 提出期限等

- 提出に当たっては、次の期限を厳守すること。
 - ①経常的経費 平成29年12月 1日（金）
 - ②投資的経費 平成29年12月15日（金）
- 予算査定日程は、別途通知する。